

ご存じですか？

資源物はお金になります！



自治会の資源物回収で集めた資源物（古紙・古布、びん、缶、ペットボトル）は、リサイクル業者に**売却**され、市の収益となります。（※一部売却できないものがあります）売却金は、「**資源物回収促進交付金**」として、**各自治会に還元**されます。「資源物回収促進交付金」は自治会の資源物回収量に応じて交付額が決まり、回収量が多いほど、自治会への交付額も多くなります。

【令和4年度の資源物回収促進交付金実績】

自治会への交付総額

12,707,166 円

古紙・古布	2,139トン	(1kgあたり3円)
びん	403トン	(1kgあたり3円)
缶	114トン	(1kgあたり44.3円)

※ペットボトルは資源物回収促進交付金の対象外です



ポイント 資源物を適切に分別して出すと…

- 市や自治会の収益が増えます！
- 可燃ごみ・不燃ごみの減量になります！
- 処理費用を抑えることができます！

間違えないで！

カセットボンベは何ごみ？



カセットコンロで使用するカセットボンベや虫よけスプレーなどのスプレー缶は、何ごみで処分すればよいのでしょうか。

カセットボンベ・スプレー缶は、**危険・有害ごみ**です。

**自治会資源物回収所
ウィークエンドリサイクル**

にお出してください。

チェック

- 中身は使い切りましょう
- プラスチックのふた等はすべて取り外しましょう

※中身が残っているものは、室外で出し切るか、民間処分業者へ直接お持ち込みください。



お願い カセットボンベ・スプレー缶が原因で**ごみ収集車の火災事故が多発しています**。絶対にごみ指定袋には、カセットボンベなどを入れないでください！

きれいな花にご用心!?

オオキンケイギクを駆除しよう!!

最近皆さんの周りで右の写真のような、黄色いきれいなお花を見かけることはありませんか?

実はそれ「**オオキンケイギク**」という**特定外来生物**なんです!!



<https://www.env.go.jp/natu>



←: 参考
オオキンケイギクは
「特定外来生物」
- 環境省

オオキンケイギクってなに?

オオキンケイギクは近年爆発的に増加している特定外来生物です。5月~7月にかけて、**黄色いコスモスに似た花**を咲かせることで知られています。

強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されていたこともありましたが。

しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、**周囲の環境を一変させてしまう**ため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されました。

オオキンケイギクの特徴は?

花の特徴

- ・形状はコスモスに似ており直径5~7cm程度で茎の先端に1つの花を付ける。
- ・花びらの色は**黄橙色(おうとうしょく)**で花の**中央部も同じ色**をしている。
- ・花びらの先端は不規則に**4~5つのぎざぎざ**があり。
- ・その他、花びらの付け根が赤茶色をしたものや八重咲きになったものもあり。

花



葉の特徴

- ・細長いへら状をしており、一番幅がある部分の幅は1cm程度
- ・葉の両側には荒い毛が生えており、葉の周囲はなめらか。
(**のこぎり葉はない**)
- ・葉は対生に生え、**裂片は楕円形**。

葉



特定外来生物ってなに?

「特定外来生物」とは、外来生物(海外起源の外来種)であって、**生態系、人の生命・身体、農林水産業**へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。特定外来生物に指定されたものについては以下の項目について規制されます。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬の禁止
- ・輸入の禁止
- ・野外へ放す行為、植える及びまく行為の禁止
- ・許可を受けて飼養等する者による、飼養等する許可を持っていない者に対しての譲渡及び引渡しなどの行為の禁止
- ・販売の禁止
(※研究目的等での例外はございます)

どう駆除したらいいの?

1. **根元から株ごと引き抜きましょう!**
多年草なので、根が残るとまた生えてきます。
2. **袋に入れて枯らしてください!**
種子や根を落とさないように袋を密閉して、その場で数日間天日にさらして枯らしてください。
3. **「燃やせるごみ」として出してください!**
(処分を目的とした運搬は可能です)

※オオキンケイギクを掘げない・抑えるといった点では、種がつく前に刈り払いやその場での野積みも有効です。



詳しい駆除方法は上田市のホームページにも記載がございます! → 参考にしてください!!



上田市役所(本庁) 環境政策課 0268-23-5120
丸子地域自治センター 市民サービス課 42-1216
真田地域自治センター 市民サービス課 72-0154
武石地域自治センター 市民サービス課 85-2312